平成２８年度　青少年のネット非行・被害対策情報＜保護者向け第２１号＞

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：201７/２/２７

**スマホを購入する前に・・・**

|  |
| --- |
| http://1.bp.blogspot.com/-JeU3TehgWZ0/V9vBqvkrvxI/AAAAAAAA944/LOkwiHu-FeAoIO6LFbQU08NH6X5me3RGwCLcB/s800/regulation_smartphone_anshin.png■3月は、携帯電話・スマートフォンを購入する人が多い季節です。子ども一緒に販売店に向かう前に、御一読ください。**(1)「青少年ネット環境整備法」「出会い系サイト規制法」「青少****年愛護条例」について**　　それぞれの法律・条例で、保護者には「フィルタリング等を利用して、適切な対応をする。」旨が記されています。**(2)「ネット被害から子どもを守るためには3種類のフィルタリ****ングが必要」です。**　①**携帯電話回線フィルタリング**：携帯電話回線でアクセスする際に有害サイトをブロック　②**無線ＬＡＮ回線フィルタリング**：Wi-Fi等を利用する際に有害サイトの閲覧をブロック　③**アプリ用フィルタリング**：スマホ本体に設定。有害アプリのダウンロードをブロック**(3) 「フィルタリングサービスの名称とアプリアイコン統一」について**　電気通信事業者協会と携帯電話事業者各社では、フィルタリングサービスのわかりやすさ向上とより一層の普及を図るために、今まで異なっていたフィルタリングサービスの名称を統一することになりました。**http://www.j-cast.com/assets_c/2016/11/news_20161130142133-thumb-autox380-99733.jpg(4)「あんしんショップ認定制度』**　全国携帯電話販売代理店協会では、業界をあげた自主的取り組みとして「あんしんショップ認定制度」を実施しています。認定したショップでは、「フィルタリングの徹底等、青少年の健全なインターネット環境整備に寄与すること。」などの宣誓をしているとのことです。 |

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課　金森

　　☎:0776-20-0745（直通）　メール:kenan@pref.fukui.lg.jp